

職業紹介事業報告書(様式第8号)FAQ

No.	Questions	Answers
1	提出方法等について教えてください	<ul style="list-style-type: none"> ●最新様式を使用し、事業所ごとに作成 ●1～2面のみ、両面印刷し、3部提出 ●提出期間は4月1日～4月30日
2	提出について	<ul style="list-style-type: none"> ●原則郵送による提出 ●レターパックまたは切手貼付の返信用封筒(送付先住所記載)を同封 ●事業主控え(受理印押印済)の返却は、原則後日
3	実績がない場合も提出が必要ですか	<ul style="list-style-type: none"> ●提出が必要 ●実績がない場合、1欄・2欄・3欄・7欄・8欄・9欄を記入の上、第1面余白に「実績なし」と記載
4	記載漏れ・誤りが多い箇所を教えてください	<ul style="list-style-type: none"> ●各欄合計数の漏れ、足し合わせの計算誤り、など ●建設業務など、禁止業務の取り扱いがある、など ●施工管理は「建設・土木・測量技術者」に分類 ●手数料の記入欄誤り ⇒ほとんどの事業者は求人者(届出制)手数料を採用 ●手数料の単位誤り⇒「千円」単位で記載するところ、「1円」単位で記載
5	有効求人数、有効求職者数欄の書き方について教えてください【第1面4①欄②欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●いずれも、R6.3.31時点で有効である人数を記載
6	常用求人数、臨時求人延数、日雇求人延数、新規求職申込件数欄の書き方について教えてください【第1面4①欄②欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●いずれも、R5.4.1からR6.3.31までの累計の数を記載 ●但し、臨時求人延数、日雇求人延数については、実働日数ではなく、休日も含んだ【雇用期間×人数】が延数
7	就職件数の計上の考え方を教えてください【第1面4③欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●R5.4.1からR6.3.31までの間に採用連絡のあったものを計上 ●例えば、R6.4.1付採用の連絡をR6.3.31に受けた場合 ⇒今回の報告に計上
8	紹介予定派遣実績がある場合は、どのように記載すればよいですか【第1面3欄・4欄、第2面6欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●第1面3欄・4欄、第2面6欄のいずれにも記入が必要 ●記載例を参考に、第1面4欄、第2面6欄について、取扱業務等の区分ごとに、その内数として()で囲んで記載
9	離職欄の記載方法について教えてください【第1面4④欄、5⑧欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●R4.4.1からR5.3.31に就職した無期雇用就職者のうち6か月以内に離職した人数を計上。 ●調査したものの離職したか否か、離職の事実は確認されたものの離職時期・理由が確認できない場合、不明欄に計上。
10	手数料の上限、届出制について教えてください【第2面6欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●上限制とは、法律で上限(11%)が決められている制度 ●届出制は、あらかじめ届出することで手数料の上限を定める制度 ●それぞれ記載欄が異なるため、記載欄の間違いに注意
11	返戻金制度について教えてください【第2面8欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●紹介により就職した者が早期に離職した場合、紹介手数料の全部又は一部をその雇用主に返戻する制度 ●報告書には返戻金制度導入の有・無のいずれかに○印を付す ⇒有の場合には、その概要を記載(記載例に例文を掲載) ⇒無(制度がない)の場合、「無」に○印を付すのみ
12	従業員教育について教えてください【第2面9欄】	<ul style="list-style-type: none"> ●職業紹介責任者が実施した職業紹介業務に従事する従業員に対する「職業紹介に関する教育内容」を記載 ●実施した時間・日数等の定めはなく、欄が足りない場合、別紙を添付 ⇒記載例に例文を掲載 ●職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っており、他に従事する従業員がいない場合は記載不要 <p>(注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員教育の日時の表記誤り(「随時」「四半期ごと」→×) ・従業員数に職業紹介責任者が含まれている
13	提出期限までに提出しなかった場合、どうなりますか	<ul style="list-style-type: none"> ●職業紹介事業報告書の提出については、職業紹介の実績の有無にかかわらず、毎年4月30日までの提出が、全ての事業主に義務付けられている【職業安定法第32条の16】 ●仮に期限までに提出のない場合、是正指導や行政処分の対象 ⇒令和4年11月、行政処分の実績あり
14	人材サービス総合サイトの掲載について【人材サービス総合サイトURL】 https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010	<ul style="list-style-type: none"> ●職業紹介事業報告書により報告を行った内容については、人材サービス総合サイトで広く情報を提供することが義務付けられている ●紹介就職実績の掲載は事業報告と同時期、離職状況の掲載は10月～12月(事業報告は翌年4月)、手数料及び返戻金に関する情報(有料事業者のみ)の掲載は事業開始または内容変更後速やかに行うこと